

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年11月18日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

静岡県立清水東高等学校長 井島 秀樹

2 担当部局

〒424-8550 静岡県静岡市清水区秋吉町5-10

静岡県立清水東高等学校 事務室

電話番号 054-366-7030

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第4号

(2) 業務名

令和7年度静岡県立清水東高等学校清水西久保公舎用地測量業務委託

(3) 業務場所

静岡市清水区西久保地内

(4) 業務概要

静岡県立清水東高等学校清水西久保公舎の用地測量業務

(5) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月23日まで

4 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務委託に係る入札参加資格（業種：測量）を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定までの期間に、建設関連業務委託入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (5) 本社、支店又は営業所（入札及び業務委託契約に関する権限等の委任を受けていること。）が静岡市内又は静岡市の隣接自治体（静岡県内に限る。）にあること。
- (6) 平成27年4月1日以降に静岡県内において、国又は地方公共団体が発注した用地測量業務の実績を有すること。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 仕様書及び入札説明書の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和7年11月21日（金）までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ。

(3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

6 入札参加資格確認資料の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和7年11月26日（水）午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に入札説明書の配布場所に提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年12月5日（金）午前10時00分

(2) 入札執行の場所

静岡県静岡市清水区秋吉町5-10
静岡県立清水東高等学校 大会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度の入札

予定価格の範囲内の有効な入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 落札者は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利業務を譲渡してはならない。ただし、契約締結後、書面により校長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(4) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(5) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。